

※市民税所得割の額は入所児童の父母の市民税を合算します。ただし、父母の市民税が非課税の場合は、同一世帯の親族のうち最多所得者を「家計の主宰者」として、その方の市民税額も算定の対象となる場合があります。

平成30年9月以降の保育料算定に関わる変更点

○未婚のひとり親を寡婦(夫)とみなす特例が設けられました。

婚姻によらないで母または父となった方は、地方税法上の寡婦(夫)控除の適用を受けられませんが、保育料の算定上ではこのような保護者を寡婦(夫)とみなして計算することになりました。この特例を適用するには申請が必要です。該当の方は園に申し出てください。

○都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例が設けられました。

指定都市で課せられる地方税については、平成30年度から市民税8%、県民税2%に変更となりました。(指定都市以外は市町村民税6%、県民税4%)保育料は市町村民税から計算するので、この変更により指定都市に住所を有していた方とそれ以外の方で、同じ所得・控除内容であっても保育料が異なることとなります。これを是正するために、指定都市の市民税を8%から6%になおした額で保育料を算定することになりました。

令和元年10月以降の保育料算定に関わる変更点

○幼児教育・保育の無償化が実施されます。

幼稚園や保育園、認定こども園などを利用する3～5歳の全ての子ども、保育園や認定こども園などに通う0～2歳の市民税非課税世帯の子どもについて、保育料が無償化されることになりました。

実費徴収費用(日用品費、行事費、食材料費、通園送迎費など)は、無償化の対象外です。

給食費は、3～5歳の子どものうち、年収360万未満相当世帯及び第3子以降については、副食費の負担が免除されます。なお、0～2歳の子どもの給食費は、これまで通り保育料に含まれます。

認定申請から保育料算定までの流れ

令和元年					令和2年			
11月	12月	1月	2月	3月	4月 ~	8月	9月 ~	3月
在園児の継続入園確認	新年度児童の支給認定受付	認定申請の審査	・ 入園申込受付 ・ 認定決定通知等 対象者に郵送	・ 保育利用決定通知書の交付	・ 保育料決定通知書(4～8月分)	前年度市民税額により認定	・ 保育料決定通知書(9～3月分)	9月以降は当年度分市民税額により認定